

地盤マップ震災「危ない町」/マンションが老後資金か

昭和13年10月18日第三種郵便物認可  
平成17年10月9日発行(毎週日曜発行)  
第84巻 第42号 通巻2991号



2005 10.9  
350円

# Yomiuri

## Weekly

【ヨミウリウィークリー】

# 「地盤マップ」でわかる 震災「危ない町」

シニアの選択

マンションか？  
老後資金か？

前原も小池も安倍も聖子も  
永田町「93年組」の野望



# チヨー—遠距離裁判の熾烈

## 「国際離婚」急増中

当然といえば当然だが、国際結婚の増加に伴い、「国際離婚」も増えている。それも、この10年間で倍増の勢いなのだ。

日本人同士の離婚も大変だが、法律や文化が異なる相手との離婚は、さらに難事業だ。国際離婚の現実に迫った。

本誌 奥田祥子

トモコさん(32)が、英会話学校の教師をしていた米国人ジョン(35)と結婚したのは、4年前。英会話学校に通っていたトモコさんは、前向きで、率直に愛の言葉を口にするジョンに引かれ、交際1年でゴールインした。

結婚から1年半ほどたったころ、ジョンは突然、「米国のビジネススクールに入学する」と言い出した。退職して長男を出産したばかりのトモコさんは、不安を抱えながらも渡米。しかし、米国生活が始まった途端、夫は妻の言動を一方的に非難するようになった。お金の使い方までいちゃチエックし、反論すると、すぐにキレて、

「日本に帰れ！ 子どもを連れて行ったら、誘拐になるぞ！」などと暴言を繰り返した。

夫の言葉の暴力に耐えかね、外国人女性のためのシェルターに駆け込んだ。相談員の答えは、

「それは夫からのDV(家庭内暴力)です。早く日本に戻りなさい」。

逃げるように、長男とともに日本に戻った。米国ではほとんどの州で、もう一方の親の同意なしに子どもを国外に連れて出ることはいできない。このため、夫には「一時帰国」とだけ伝えた。そして離婚を決断し、日本の家庭裁判所に離婚調停を申し立てた。これに対し、夫は、



「トモコは、うそをついて、子どもを日本に連れて行った」と応戦。自分の側に落ち度はなく、トモコさんが離婚したい理由もわからない、と主張した。

こんな水掛け論を、弁護士を介して半年以上続けることになり、トモコさんは心身ともに疲れきってしまったという。

結局、夫は離婚に応じてくれ、親権はトモコさんが獲得した。夫からの申し出があれば、年に1回、長男との面接交渉権を認めることになった。

トモコさんは離婚までの経緯を、こう振り返る。

「文化や価値観の違いを互いに受け止めることが難しかった。離婚に至るまで、とてもつらかったが、アメリカでのシエルタースタッフのアドバイザーや、日本で親身になってくれる弁護士に出会えて、離婚成立にこぎつけることができました」

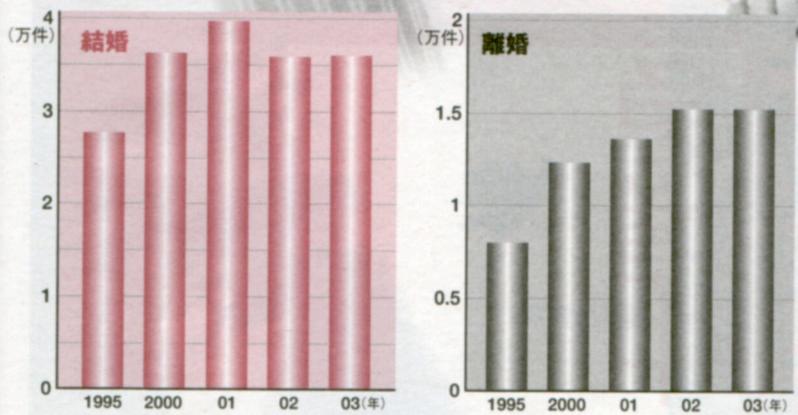
### 破綻夫婦10年で倍増

厚生労働省によると、日本へ届け出のあった国際結婚の件数は、2003年で3万6039件と、1995年より約3割増加。

一方、国際結婚したカップルの離婚、「国際離婚」は03年で1万5256件と、95年から倍増した(左の表参照)。03年に結婚した夫婦の20組に1組、同年に離婚した18組に1組が国際カップルだ。

国際結婚・離婚ともに、日本人男性の妻の国籍は、中国、フィリピン、韓国・北朝鮮、日本人女性の夫の国籍は、韓国・北朝鮮、米国、

国際結婚・離婚件数の推移 (厚生労働省人口動態統計から)



中国が、それぞれ上位を占める。「国際離婚を語りあう会」を99年、ネット上に立ち上げ、近著に「国際離婚」(集英社)のあるフリーライター松尾寿子さんは、こう指摘する。

「国際離婚の場合は、国によって異なる法律や、文化・習慣の違いなど、当事者は、二重の困難に立ち向かうこととなります。誰にも相談できずに、一人で悩んでいる人が非常に多いのです」

日本には、国際離婚について、どこの国の法律を適用するかを定めた法例という法律がある。これに基づき、夫婦が常時居住している国の法律が適用される。

だが、どの国の法律を適用するか、その方法などは国ごとに異なっており、特に海外で暮らしている場合は要注意だ。日本では原則、離婚原因のある者からの離婚請求は認められないが、欧米などでは誰に責任があるかではなく、結婚生活が破綻していることで離婚が認められる。英国のように、離婚するまで一定の別居期間が必要な国もある。

前出のトモコさんのケースは、夫が最終的には離婚に応じたが、米国で生活していた日本人妻が、夫に無断で離婚準備のために子どもと一緒に日本に帰国したことに対し、米国人の夫から子どもの誘拐罪で訴えられたケースまであるのだ。

### 国境を超えた「二重裁判」

子どもとの面接交渉権がこじれると、実にやっかいだ。

ミカさん(38)は大学時代に知り合った米国人のマイク(40)と、卒業後まもなく日本で結婚し、3年後に長女を出産した。

外資系企業に勤めていたマイクはその後、英国、米国、日本と転職を繰り返したが、家庭を顧みない夫と、海外生活と子育てに戸惑うミカさんとの間には、亀裂が深まっていた。

日本に戻った2年前のある日、マイクはいきなり、「人生をやり直したい」と言い残し、自宅を出て行った。ミカさんはショックを受け、うつ状態に陥る。当時10歳の長女の世話もできなくなり、子どもとの面倒は米国から来日していた義母に任せ、いったん、実家に戻った。

この間にマイクは、日本の家庭裁判所に離婚調停を申し立て、子どもをミカさんに会わせないようにしてしまった。

「離婚に同意しなければ、子どもには一生会わせない」との言葉に、ミカさんは調停に応じたが、不調に終わると、マイクは離婚訴訟を起こした。

マイクは離婚後も子どもを元妻に会わせたくなく、そのためには、日本で裁判を起こしたほうが有利になると考えたらし

多感な青春期に、人生の師に巡り合い奮闘した珠玉の日々

# 若き日の日記

[1]

池田 大作

人生には、あまりにも仮面者が多い。真実を尊しとしてゆかねばならぬ。特に青年は、一生、真実を追求しゆく人は、偉大なる人だ。  
戸田先生の会社にお世話になって、早、半年。実に、波乱激流の月日であった。



★B6変型判 定価750円[本体714円]  
※昭和24年～昭和28年までを収録。

●全4巻／発刊予定

第2巻=11月発売予定  
昭和29年～昭和30年までを収録。

第3巻=明年1月発売予定  
昭和31年～昭和33年までを収録。

第4巻=明年3月発売予定  
昭和33年～昭和35年までを収録。

聖教新聞社

〒160-8070 東京都新宿区信濃町18

い。日本の法律では離婚後の子ども親権は父母の一方の単独親権となり、米国では共同親権を採用するケースが多いからだ。一方、ミカさんは今年夏に渡米し、米国で共同親権と子どもとの面接交渉権を求めて裁判を起した。米国人夫が日本で、日本人妻が米国で裁判を起して争っている状況だ。ミカさんは、「これまで子どもに会いたいが、配偶者に子どもから引き離され、泣き寝入りしている人は多いと思います。子どもが『ママのことを愛している』と言ってくれていることを心の支えに、なんとかしても裁判を勝ち抜きたい」と胸の内を明かす。

国際離婚の事案を扱ってきた大谷美紀子弁護士は、こう話す。「国際離婚での子どものめぐる問題は、日本人同士の場合よりも、さらに深刻です。『離婚すれば子どもに一生会えない』とのイメージがあり、実際、国境を超えて面接交渉がスムーズに行われるケースは少なく、認められずとも、元配偶者が子どもに会わせてくれないことも多いのです」

先配偶者から誘拐罪で訴えられた例があることを述べたが、逆のパターンもある。配偶者による子どもの連れ去りだ。日本は、ハーグ国際私法会議の「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」を批准していない。このため、配偶者に子どもを海外に連れ去られた場合、外務省などに、子どもの返還を相手国に求めようというように願っても、国は拒否することもできない。また、国際離婚に伴う養育費や慰謝料も難しい問題だ。これに関し、同私法会議では各国政

府がそれぞれ取り立て手続きを代行する専門機関を創設する条約案を協議中だ。ただ、日本は昨年5月から条約内容などの検討を行っているが、「条約を批准するかどうか、現時点では未定（法務省民事局）」という。結婚前に理解する努力 国際結婚では、相手への理解不足が困難を招くケースが多い。タケシさん(40)は、フィリピン人女性(24)の、かわいらしく、控えめなところに魅力を感じ、1年半前に日本で結婚した。ところが、夫婦生活を始める

と、それまでとは全く異なる妻の性格や態度を目の当たりにするようになった。家事はほとんどやらす、指摘すると、強く反論してくる。「父親が急病で入院した」などと、高額な資金援助を求める。黙って、母国の家族に送金していたときもあった。大家族制のフィリピンでは、金のある者が、そうでない家族や親類を援助するのはごく自然なことだが、日本人がそれを理解するのは簡単なことではない。子どもがなく、結婚期間も短かったため、比較的スムーズに協議離婚できたが、「結婚するまでに、もっとお互いを理解していたら……」との後悔の念は強い。前出の松尾さんは、国際結婚する場合は心構えとして、「相手の文化はもちろん、金銭感覚や成育環境などをよく知ることです。特に欧米で日本人女性が暮らす場合は、仕事に就いたほうがいい。もし、離婚で子どもをめぐって争うときには、専業主婦より有利だからです」と話す。愛とは理解し合うこと。しかし、日本人同士でも、それはなかなか難しい。まして国際結婚なら、相互理解には努力が必要だ。そのうえで、国際離婚に直面してしまったら、どうすればいいのか。前出の大谷弁護士のアドバイスは、こうだ。「日本には専門の相談機関や弁護士もまだ少ないのが現状ですが、双方の国の法律の違いなどをよく理解することが大切なので、早めに弁護士に相談してほしい。DVを受けている場合は、まずシエルターを訪ねることです」

(文中カタカナ名は仮名)

W